(目的)

第1条 この要綱は、大口町下水道条例(平成5年大口町条例第30号)第6条の 規定に基づき、ディスポーザ排水処理システム(以下「システム」という。)の取 扱いについて必要な事項を定めることにより、システムの適切な使用及び維持管 理の確保を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) システム 生ごみを破砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下 水道へ排除する機器の総体であって、建設大臣が認定したもの又は社団法人日 本下水道協会の定める「ディスポーザ排水処理システム性能基準」(以下「性能 基準」という。) に従い第三者機関により適合評価を受けたものをいう。
 - (2) メーカー システムについて建設大臣認定を受け、又は性能基準に適合する 評価を受けた者をいう。

(書類の添付)

第3条 システムの設置をしようとする者(以下「申請者」という。)は、大口町下水道条例施行規則(平成5年大口町規則第30号)第4条に規定する書類のほか、ディスポーザ排水処理システム設置計画確認申請書(様式第1。以下「確認申請書」という。)に別表第1に掲げる書類を添付しなければならない。

(維持管理に関する指導)

- 第4条 町長は、申請者に対し、次に掲げる事項の遵守を求めるものとする。
 - (1) システムについて、確認申請書に基づき適切な使用と維持管理を行うこと。
 - (2) 維持管理体制に従い、システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを町長に提出すること。
 - (3) システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する保守点 検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保管すること。

- (4) システムの使用及び維持管理に関して、町長が行う指導に協力すること。
- 2 町長は、システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要 があると認める場合は、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めること ができる。
- 3 町長は、システムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合は、立入検査等の措置を講ずることができる。

(汚泥の処理)

第5条 使用者は、システムから発生した汚泥の処理について、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条に規定する一般廃棄物と して適正に処理することができ、町が指定する者に当該汚泥の処理を行わせるも のとする。

(申請者及び使用者の地位の継承)

第6条 申請者及び使用者は、システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲渡人又は賃借人に対し、第4条第1項各号に掲げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(メーカーに対する指導)

- 第7条 町長は、メーカーに対し必要があると認める場合には、次に掲げる事項を 指導するものとする。
 - (1) システムの販売にあたり、申請者又は使用者に対し、第4条第1項各号に掲 げる事項を遵守する責務があることを説明し、その理解を得るよう努めなけれ ばならないこと。
 - (2) 町長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

附 則(平成18年3月30日 大口町告示第21号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月27日 大口町告示第145号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月24日 大口町告示第137号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

ディスポーザ排水処理システム設置に関する提出書類

- 1 一般事項に関する書類
 - ① 認定書(写)又は適合評価書(写)
 - ② 設置場所案内図
 - ③ 排水設備設計図
- 2 設置設備の仕様
 - ① 破砕装置
 - ② 排水処理槽等
 - ③ 排水処理槽等の処理能力算定根拠
- 3 維持管理計画
 - ① 維持管理体制
 - ② 処理水質基準
 - ③ 維持管理要領(点検項目及び頻度)
- 4 その他
 - ① 誓約書
 - ② 維持管理業務委託契約書又は維持管理業務委託契約確約書
- (注)1 誓約書は、申請の際に申請者又は使用者に対して適切な使用及び維持管理を誓約していただくものです。
 - 2 契約確約書とは、申請時に使用者が確定されていない場合に、使用者が 確定されたときには、維持管理業務委託契約書(写)を提出することを申 請者が町長に確約するものです。

ディスポーザ排水処理システム設置計画確認申請書

年 月 日

大口町長様

申請者 住 所

氏 名 電話番号

ディスポーザ排水処理システムの設置について、次のとおり申請します。

設	置	場	所							
使	用		者							
建	築物	Ø :	種 類							
メーカー名及び品名				メーカー名						
アーカー 石及い 面名				名						
施	エ	#1	日日	着	手	年	月	日	(予定)	
		期	間	完	了	年	月	日	(予定)	
設	置施	エ	業者							
維	持管	理	業者							
備			考							